

越前市社会福祉協議会小型除雪機等貸出事業要項

1. 事業の目的

自力で除雪することが困難な高齢者世帯等に対して、除雪作業を支援するボランティアに小型除雪機等を貸出し、効率的な除雪を行い支援者の作業軽減を図り、もってボランティア活動の振興と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 貸出物品

貸出物品は、次のとおりとする。

- ① 小型除雪機
- ② アルミブリッジ
- ③ 運搬用軽トラック
- ④ その他本会が必要と認める物品

3. 貸出対象者

貸出できる対象者は、次のとおりとする。

- ① 町内会
- ② ボランティア活動者・団体
- ③ その他本会が必要と認める者

4. 貸出期間

降雪期間内の2日間を原則とする。

5. 貸出申請

貸出を希望する者は、除雪を行なう前日までに小型除雪機等貸出申込書に必要事項を記入し申込みをする。

6. 貸出及び返却

貸出及び返却は、本会が指定した日時及び場所で行なう。

7. 使用料

無料とする。

8. 事故等の届出

事業に関連する事故の対応は、本会が加入する保険の範囲内において対応する。

9. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。